

黒石市役所のまちセンター横町交流館テナントブース出店者募集要項

1 目的

子育て世代を含む多世代を中心市街地に呼び込み、商店街にも人が集まる環境づくりに寄与し、まちなかににぎわいをもたらすことのできる出店者を募集するもの。

2 対象施設の概要

(1) 名称 黒石市役所のまちセンター横町交流館

(2) 所在地 黒石市大字市ノ町2番地1

(3) 施設概要

ア 構造 木造、平屋建て

イ 床面積 139.12㎡ うち1テナントブース当たり13.25㎡

(4) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで

(5) 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 募集場所及び使用料

テナントブース1 月額22,000円(税込)

4 テナントブースの出店期間等

出店期間については、出店の日から3年後の出店した月の前月末までとする。ただし、出店者の決定から出店までの準備期間については、協議することとする。

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。

(2) 本市から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。

(3) 市町村民税、都道府県税、消費税、地方消費税、法人税等を滞納していないこと。

(4) 会社更生法、民事再生法に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。

(5) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定取消を受けたことがないこと(本市の取消に限定しない。)

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない団体であること。

(8) 小売業、飲食業、サービス業又は地域の活性化に寄与すると認められる誘客業で

あること。

6 提出書類

- (1) 黒石市役所のまちセンター出店申請書
- (2) 定款又は会則の写し（個人事業者の場合を除く。）
- (3) 法人の登記事項証明書の写し（個人事業者の場合を除く。）
- (4) 市税等の納税証明書（滞納していないことがわかる書類）
- (5) 黒石商工会議所、金融機関等から経営指導を受けた場合は、その内容が分かる書類の写し

7 出店要項の配布

(1) 配布場所

ア 黒石市役所総務部総務課財産管理室

※配布時間は午前8時15分から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

イ 市ホームページ

(2) 配布期間 令和6年9月6日（金）まで

8 申請書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 黒石市役所総務部総務課財産管理室へ持参又は書留郵便とする

※持参の場合、午前8時15分から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出期限 令和6年9月6日（金）午後5時まで（書留郵便の場合は、当日必着。）

9 説明会

(1) 現地説明会については、申請書の提出期限内において個別に対応する。

(2) 申込方法は、希望する日時を記載した申込書を提出すること。ただし、土日を除く日とする。また、都合により日程を調整する場合があります。

10 質問事項の受付

本募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 適宜質問内容を記入の上、黒石市役所総務部総務課財産管理室へ持参、郵送、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間 令和6年8月29日（木）まで

(3) 回答は、令和6年9月2日（月）までにホームページへ掲載

11 選定方法・決定

(1) 令和6年9月下旬に審査委員会で書類審査及びプレゼンテーションを実施し、合格点を定め、合格点以上の評価点を得たものの中から最も高い申請者を出店候補者として選定する。

(2) 評価基準は、以下のとおりとする。

ア 黒石市役所わのまちセンターの設置目的にあった事業か。

イ 独創的な商品等で一般の方の来館を促す事業か。

ウ 人が集まりやすい営業日、営業時間であるか。

エ セールスポイントに将来性があり、事業を継続していくことが可能か。

オ 出店への熱意や積極性が感じられるか。

(3) 結果については、各申請者に 9 月下旬に文書で通知する。

12 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格とする。

(1) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(2) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(3) 虚偽の内容が記載されているもの

(4) その他、審査委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

13 出店の取消し

(1) 出店者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められる場合

(2) 市が出店者に対して、業務の状況報告を求め、実地に調査した結果、事業の履行が確実にないと認められた場合又は必要な指示に従わない場合

14 出店者が行う利用の基準

(1) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。

(2) 既存の施設設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。

(3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(4) その他

ア テナントブースの改装は、市長の承認を得なければならない。改装費用については、出店者の負担とする。

イ 光熱水費は、以下のとおりとする。

項 目	負担者
水道料	市
テナントブースに係る電気料 (増設したエアコン、冷蔵庫等)	出店者
ガスの使用料	出店者

ウ テナントから出たごみについては、出店者が責任をもって処理すること。

15 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。
- (2) 提出書類は、必要に応じ複写することがある（使用は市庁内及び審査委員会での検討に限る。）。
- (3) 申請に要する経費等は、全て申請者の負担とする。
- (4) 出店が終了した時は、出店者負担でテナントブースを原状に復すること。
- (5) 出店等について疑義が生じた場合は、市と協議し、決定するものとする。

16 問い合わせ先

〒036-0396 黒石市大字市ノ町 11 番地 1 号

黒石市総務部総務課財産管理室

TEL 0172-52-2111 FAX 0172-52-6191

E-mail kuro-kanzai@city.kuroishi.aomori.jp